

身体的拘束等の適正化のための指針

1、身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体的拘束等は、関節の拘縮・筋力の低下といった身体機能の低下を招くほかに、本人に不安や怒り、屈辱、あきらめなど精神的にも大きな弊害をもたらします。また、体力は衰え認知力の低下が進み、その結果転倒など2次的、3次的な障害が生じ、その対応のために更に身体的拘束等を必要とする状況を生み出し結果的に拘束が拘束を生む悪循環となってしまいます。身体的拘束等をやめることは、この悪循環を高齢者の自立促進を図る良い循環に変えることを意味しているのです。当施設では「身体的拘束等適正化宣言」として、利用者の人権、質の高い生活支援の提供を目指し、身体的拘束等の解除、身体的拘束等に至らない質の高い生活の実現に向け全力で取り組みます。

<介護保険指定基準の身体的拘束等禁止規定>

介護サービスの提供に当たっては、当該入所者(利用者)又は、他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入所者(利用者)の行動を制限する行為を禁止しています。『当該入所者(利用者)又は、他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合』には、必要最低限の身体的拘束等が認められていますが、これは、【切迫性】【非代替性】【一時性】の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

当施設では、高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会を設置し、やむを得ず身体的拘束等を実施する場合も身体的拘束等の三要件に合致しているか、多職種によるカンファレンスを実施されたか等適性化策について評価・検討します。また、身体的拘束適正化検討委員会で検討された事例と適性化策については、施設の全職員へ周知徹底し、身体的拘束等の適正化を推進します。

<やむを得ず身体的拘束等を実施するときの三要件>

【切迫性】利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

【非代替性】身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

【一時性】身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること。上記の要件すべてを満たすことが必要です。

2、身体的拘束等適正化に向けての基本方針

(1) 身体的拘束等の原則禁止

当施設においては、身体的拘束等適正化の対象となる具体的な行為を禁止します。

《介護保険指定基準において身体的拘束等適正化の対象となる具体的な行為》

- ①徘徊しないように、車いすやイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または、皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開けることの出来ない居室等に隔離する。

(2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合

当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)の、生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会を中心に多職種におけるカンファレンスを開催し十分に検討を行い、切迫性・非代替性・一時性の三要件全てを満たした場合のみ、入所者(利用者)又は家族へ説明・同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、実施した時の本人の心身状況の記録を行います。また、早期に身体的拘束等を解除するように努めます。

(3) やってはいけない「魔の3ロック」

虐待につながる行為で虐待の芽と言われる不適切なケアを「魔の3ロック」といいます。

A フィジカルロック

- 身体拘束
 - ・ベッドなどに胴や四肢を縛る。
 - ・車椅子にテーブルを固定する。
 - ・車いすに Y字型拘束帯、腰ベルト、ひもで固定する。 など
- 行動の抑制
 - ・ミトン型の手袋をつける、つなぎを着せる。
 - ・ベッド柵で周囲を囲む。
 - ・長時間、無意味に鍵かかる部屋に入れて施錠する。

B ドラッグロック

- 薬による抑制
 - ・精神作用を減退させる向精神薬の使用。
 - ・薬の過剰投与 など

C スピーチロック

- 言葉による抑制
 - ・行動の制止 例) 座って。立たないで。待って。 など
 - ・否定 例) ダメでしょ。さっき言った(行った)でしょ。 など
 - ・命令 例) ～して。早く～して。立って。 など
 - ・接遇 例) 無視・無関心。声掛けをせずに介助。あだ名

(4) 身体的拘束等を必要としない為の日常ケアにおける留意事項

- ①入所者(利用者)主体の行動と、尊厳ある生活に努めます。
- ②入所者(利用者)の思いを尊重し、多職種協働で一人一人に応じた丁寧な対応をします。
- ③入所者(利用者)の安全を確保する観点から(確保しつつ)、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような身体的拘束等の判断に至らないように努めます。
- ④言葉や対応で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ⑤「やむを得ない」と身体的拘束等に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら入所者(利用者)に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3、身体的拘束等適正化に向けた体制

(1) 高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会の設置

グループホーム梅の宮マミーでは高齢者虐待防止と身体的拘束等の適正化に向けて、高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会を設置します。

(2) 設置目的

施設内での身体的拘束等の現状把握及び改善についての検討

やむを得ず身体的拘束等を行った場合の検討と手続き、記録が適切に行われたかの把握

やむを得ず身体的拘束等を行った場合の解除の検討と、手続き・記録が適切に行われたかの把握

高齢者虐待防止・身体的拘束等の適正化に関する職員全体への指導・研修会の実施

(3) 高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会の構成員

・管理者 ・介護職員 ・看護職員 ・介護支援専門員 ・計画作成者

※委員会の責任者は管理者。担当者は、計画作成者、介護主任とし、その時参加可能な委員で構成する。

(4) 高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会の開催について

- ・定期開催(3 ヶ月に 1 回)を原則とし、必要時に応じて随時開催します。
- ・迅速に身体的拘束等を実施する必要がある場合は、身体的拘束等を開始する手順を定め 出来るだけ早く多職種でのカンファレンスが実施されるように努めます。
- ・高齢者虐待防止
- ・身体的拘束適正化検討委員会で検討された事例と適性化策について、効果について評価します。
- ・高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会での検討内容を、議事録を回覧することによって 全職員へ周知徹底します。

4、身体的拘束等の報告方法及び方策に関する基本方針

当該入所者(利用者)または、他の入所者(利用者)の生命または、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

5、身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針

1) カンファレンスの実施

やむを得ず身体的拘束等が必要となった場合、高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会のメンバーを中心として、各関係部署の代表が集まり、身体的拘束等を選択する前に、身体的拘束等による心身の損害や、身体的拘束等をしない場合のリスクについて検討します。また①切迫性②非代替性③一時性の三要件全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体的拘束等を行うことを選択した場合は、身体的拘束等の方法・場所・時間帯・期間等を検討します。また身体的拘束等の解除に向けたカンファレンスの日程も決定します。ご本人・ご家族への説明・同意書を作成します。

2) 入所者(利用者)及び、家族への説明

身体的拘束等の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を説明し、十分に理解が得られるよう努めます。身体的拘束等の同意期限を超えて拘束を必要とする場合は、事前に契約者・ご家族へご本人の状態や行っている内容の説明をし、同意を得た上で実施します。

3) 記録と再検討

法律上、身体的拘束等に関する記録は義務づけられており、やむを得なかった理由・身体的拘束等を実施した時の心身の状況を記録します。また、身体的拘束等を選択した時のカンファレンス・身体的拘束等の早期解除に向けたカンファレンスの検討内容も議事録に残します。その記録は、5年間保存します。

4) 拘束の解除

3)の記録と再検討の結果、身体的拘束等を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束等を解除します。その場合には、入所者(利用者)・家族に報告します。解除のための取り組みとして、一旦試行的に身体的拘束等を中止し状況を確認する際、身体的拘束等前と同様の行動(転倒・転落などの危険な行為)が出現する事があり、身体的拘束等を中止してから、数日以内に身体的拘束等が再度必要となる場合があります。その際は、入所者(利用者)又はご家族に連絡し経過報告を行い、了承のもと同意書の再手続なく身体的拘束等を実施させていただきます

6、身体的拘束等適正化に向けた各職種の役割

身体的拘束等適正化のために、各職種の専門性に基つきチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

(管理者)

- 1)高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会の責任者
- 2)ケア現場における諸課題の統括責任

(介護職員)

介護主任は、各部署の身体的拘束等の適正化対応策を担当する

- 1)身体的拘束等がもたらす弊害を正確に認識する。
- 2)入所者(利用者)の尊厳を理解する。
- 3)入所者(利用者)の疾病・障害等による行動特性の理解

- 4)入所者(利用者)の個々の心身状態の把握
- 5)入所者(利用者)の基本的ケア・コミュニケーションに努める
- 6)記録の整備

(看護職員)

- 1)医師との連携
- 2)医療行為の範囲の整備
- 3)当該入所者(利用者)の状態観察
- 4)記録の整備

(計画作成者・介護支援専門員)

- 1)身体的拘束等適正化検討カンファレンスでの、議事録の作成
- 2)チームケア実施の上での先導・確立
- 3)記録の整備
- 4)家族との連絡調整・説明
- 5)同意書の作成
- 6)家族との連絡調整・説明
- 7)家族意向のチームケアへの反映
- 8)記録の整備

7、身体的拘束等適正化の職員研修の基本方針

介護に携わるすべての職員に対して、尊厳あるケアの励行を図り、身体的拘束等適正化と高齢者虐待防止についての職員教育を行います。

- ①身体的拘束等適正化・高齢者虐待防止の年 2 回以上の教育・研修の実施
- ②新採用職員に対する身体的拘束等適正化の研修の実施

8、入所者(利用者)等への当該指針の閲覧に関する基本方針

グループホーム梅の宮マミーの入所者(利用者)・ご家族様へは、利用時又は入所時の契約時に 身体的拘束等適正化のための指針を提示し、内容を確認して頂きます。身体的拘束等適正化のための指針は、施設のホームページで閲覧できます。

9、その他身体的拘束適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束排除マニュアルは最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。その他対応の詳細については、「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議)を参照とする。

(策定年月日) 2020年 11月 1日

2022.3.25 訂